

山都町地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第1条 山都町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（構成）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 当町において事業を営む一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 当町において事業を営む一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 当町において事業を営む一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 第2号、第3号又は第4号の事業者で組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 住民代表者（各地区の区長代表）
- (7) 熊本運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者若しくは運転者の代表として活動している者又はその指名する者
- (9) 道路管理者、警察署、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長をおき、会長は町長又は町長の指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、全委員の過半数の出席をもって成立する。

5 交通会議の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。なお、委員毎に1の議決権を有する。

6 5の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基

づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされる事項については、交通会議の議決があったものとする。

- 7 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 8 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。
- 9 交通会議の庶務は、山都町企画政策課において処理する。
- 10 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(山都町地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

山都町役場 企画政策課

連絡先：TEL 0967-72-1214

FAX 0967-72-1080

担当：企画係 地域交通担当者

(守秘義務)

第5条 交通会議の委員は、個人情報その他の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(運賃料金部会)

第6条 交通会議は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

- 2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 地域の実情に応じた旅客輸送に係る運賃等に関する事項
 - (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 町長又はその指名する者
 - (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
 - (3) 熊本運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 住民代表者（各地区の区長代表）
- 4 運賃料金部会に部会長をおき、前項第1号の者を充てる。
- 5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 6 部会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代表する。
- 7 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決めるものとする。ただし、意見が分かれた時は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 8 運賃料金部会は原則として公開とする。
- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

（協議結果の取扱い）

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月21日から施行する。